



# 栃木県公報

平成23年  
3月1日(火)  
第2253号

## 目次

○軽油引取税免税証の無効	151
○解除予定保安林	152
○指定施業要件変更予定保安林	152
○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定	152
○道路の供用開始	153
○道路の位置指定	153

## 公 告

○平成23年度前期技能検定試験の実施	153
○平成23年度随時技能検定試験の実施	156
○患畜の届出	158
○県営土地改良事業の特別減歩及び不換地の指定	158
○都市計画変更図書の写しの縦覧	160
○同	160
○2級建築士試験及び木造建築士試験の実施	160
○栃木県収入証紙売りさばきの廃止	161

## 調達等公告

○入札公告	161
○同	162
○同	165

## 宇都宮市街地開発組合

○宇都宮市街地開発組合議会定例会の招集	166
---------------------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第70号

次の軽油引取税免税証は、平成23年2月16日から無効とした。  
平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

免税証の種類	免税用途	免税証の記号及び番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の住所氏名	免税証を交付した県税事務所名	無効の事由
200円券	農業	A0760261739 A0760261740 A0760261741	3枚	H23.1.1 ～ H23.12.31	那須町 (株)JAエルサポート	栃木県 大田原 県税事務所	紛失
50円券	農業	A0560030470	1枚	H23.1.1 ～ H23.12.31			
				H23.1.1			

10 <sup>00</sup> 円券	農 業	A0260023360	1 枚	～ H23.12.31			
---------------------	-----	-------------	-----	----------------	--	--	--

(税務課)

栃木県告示第71号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
日光市滝ヶ原4710の6・4710の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第72号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
鹿沼市（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第73号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第32条第1項に規定する指定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	
0930600044	障害者相談支援センター	日光市今市本町1	医療法人秀明会 大澤台病院	日光市山口867-3	平成23年 3月1日

(障害福祉課)

## 栃木県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年3月1日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2	主要地方道 宇都宮栃木線	下都賀郡壬生町大字安塚字西南原855-1から 下都賀郡壬生町大字安塚字西南原880-5まで	平成23年3月3日 正午
132	一般県道 安塚停車場線	下都賀郡壬生町大字安塚字西南原912-1から 下都賀郡壬生町大字安塚字西南原880-2まで	平成23年3月3日 正午

(道路保全課)

## 栃木県告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	道路の築造者住所氏名	道路の位置	道路の幅員及び延長	指定年月日	所管の土木事務所
1	栃木県河内郡上三川町大字 東蓼沼275 東陽産業株式会社 代表取締役 加藤加代子	真岡市亀山1丁目2-3の一部	幅員6.0m 延長29.07m	平成23年 2月10日	真岡 土木事務所

(建築課)

## 公 告

## ○平成23年度前期技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成23年度前期技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 実施する検定職種及び等級

## (1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

(4) 等級区分等

技能検定は、上記のように1の(1)については1級及び2級に区分し、1の(2)については3級とし、1の(3)については等級に区分しない（単一等級）で実施し、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに16,500円

（ただし、別に知事が指定する者にあつては11,000円とする。）

イ 実施期日

3級については平成23年6月6日（月）から同年8月14日（日）までの間において、1級、2級及び単一等級については平成23年6月6日（月）から同年9月11日（日）までの間において、それぞれ栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、平成23年5月31日（火）に栃木県職業能力開発協会公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

検定職種ごとに次のとおりとする。

検 定 職 種 ( 作 業 )	実 施 期 日
3 級	平成23年

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）及び電子機器組立て（電子機器組立て作業）	7月24日（日）
1、2級 造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、光学機器製造（光学ガラス研磨作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）及び塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）	平成23年 8月21日（日）
1、2級 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、めっき（電気めっき作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、左官（左官作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成23年 8月28日（日）
1、2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電気機器組立て（変圧器組立て作業及び配電盤・制御盤組立て作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、石材施工（石張り作業）、タイル張り（タイル張り作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業） 単一等級 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）	平成23年 9月4日（日）

## ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

## 3 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和2-2-5 栃木県北庁舎2号館

電話 028-643-7002

## (3) 受付期間

平成23年4月11日（月）から同月20日（水）まで

## (4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、栃木県職業能力開発協会で作成する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用



紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（あて先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。  
なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

ウ 1に掲げる検定職種以外の検定職種であっても、その検定職種について実技試験及び学科試験の免除資格を有する者は、その職種について受検申請ができる。

#### 4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（2の(1)アの額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験にかかる手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

#### 5 合格者の発表等

##### (1) 技能検定合格者の発表

###### ア 合格発表日

3級 平成23年8月26日（金）

1、2級及び単一等級 平成23年9月30日（金）

###### イ 発表方法

技能検定合格者の受検番号を、3級は平成23年8月26日（金）付け、1、2級及び単一等級は平成23年9月30日（金）付け栃木県公報で公示し、栃木県庁屋外掲示場に掲示するとともに、合格者に対し通知する。なお、栃木県のホームページにも合格者の受検番号を掲載する。

ホームページアドレス <http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/shokunou/ginoukentei.html>

##### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が、3級は平成23年8月26日（金）付け、1、2級及び単一等級は平成23年9月30日（金）付けで合格者に対し通知する。

##### (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には栃木県知事名の合格証書が交付される。

また、技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

#### 6 その他

技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

#### ○平成23年度随時技能検定試験の実施

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項及び第46条第2項の規定により、平成23年度随時技能検定試験を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 実施する検定職種及び等級

##### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、紙器・段ボール箱製造、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施

工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施のうち3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、紙器・段ボール箱製造、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

(3) 技能検定試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

2 技能検定試験の受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに16,500円とする。

イ 実施期日

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

エ 問題の公表

あらかじめ、栃木県職業能力開発協会から受検申請者に公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

検定職種ごとに3,100円とする。

イ 実施期日

平成23年4月1日（金）から平成24年3月31日（土）までの間において、栃木県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

栃木県職業能力開発協会が指定し、受検申請者に対して通知する。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 提出先

栃木県職業能力開発協会

〒320-0032 宇都宮市昭和2-2-5 栃木県北庁舎2号館

電話 028-643-7002

(3) 受付期間

随時受け付ける。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、栃木県職業能力開発協会が交付する。

なお、郵送による申請書の用紙の交付を求めようとする者は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、角2の返信用封筒（あて先を記入し120円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

なお、試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面を同封すること。

また、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限りに、受け付ける。

4 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（16,500円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を栃木県職業能力開発協会が指定する金融機関に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される者は、当該試験にかかる手数料の納付を要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合においても手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者には、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、栃木県職業能力開発協会が合格者に対し書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書の交付

技能検定の合格者には、栃木県知事名の合格証書が交付される。

6 その他

3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用するものである。なお、技能検定について不明な点は、栃木県産業労働観光部労働政策課（電話 028-623-3234）又は栃木県職業能力開発協会（電話 028-643-7002）に問い合わせること。

（労働政策課）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発生年月日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	那須烏山市	平成23年2月18日	法令殺

（畜産振興課）

○県営土地改良事業の特別減歩及び不換地の指定

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営中山間荒川清流地区土地改良（区画整理）事業（玉生地区）において、次の土地を、地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 地積を特に減じて換地を定める土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積	特に減ずる地積	摘要
塩谷町	玉生	五斗蒔	408	田	田	1,398㎡	226㎡	



塩谷町	玉 生	五斗蒔	411	田	田	1,071m <sup>2</sup>	66m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	412	〃	〃	997m <sup>2</sup>	434m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	413	〃	〃	1,645m <sup>2</sup>	101m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	415	〃	〃	684m <sup>2</sup>	259m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	421	〃	〃	1,545m <sup>2</sup>	95m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	423-1	〃	〃	650m <sup>2</sup>	528m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	425	〃	〃	1,487m <sup>2</sup>	92m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	427	〃	〃	974m <sup>2</sup>	338m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	428	〃	〃	1,019m <sup>2</sup>	155m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	432-1	〃	〃	1,627m <sup>2</sup>	218m <sup>2</sup>	
〃	〃	三郎田	438-2	〃	〃	1,462m <sup>2</sup>	90m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	442-7	〃	〃	746m <sup>2</sup>	170m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	443	〃	〃	1,279m <sup>2</sup>	81m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	444	〃	〃	1,251m <sup>2</sup>	143m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	446-1	〃	〃	2,586m <sup>2</sup>	159m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	449-1	〃	〃	1,311m <sup>2</sup>	144m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	450-1	畑	畑	386m <sup>2</sup>	24m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	451-1	田	田	728m <sup>2</sup>	442m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	456-1	〃	〃	1,899m <sup>2</sup>	730m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	457	〃	〃	2,228m <sup>2</sup>	137m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	460	〃	〃	809m <sup>2</sup>	50m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	466	〃	〃	1,143m <sup>2</sup>	212m <sup>2</sup>	
〃	〃	大 塚	334-3	〃	〃	3,200m <sup>2</sup>	197m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	334-4	〃	〃	2,870m <sup>2</sup>	180m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	351	〃	〃	724m <sup>2</sup>	400m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	356	〃	〃	691m <sup>2</sup>	50m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	366	〃	〃	569m <sup>2</sup>	262m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	380-1	〃	〃	2,333m <sup>2</sup>	160m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	381-1	〃	〃	885m <sup>2</sup>	677m <sup>2</sup>	
〃	〃	屋敷浦	848-6	〃	〃	1,314m <sup>2</sup>	85m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	849-1	〃	〃	615m <sup>2</sup>	409m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	853-13	〃	〃	193m <sup>2</sup>	22m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	957-2	〃	〃	513m <sup>2</sup>	114m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	958-1	〃	〃	1,939m <sup>2</sup>	326m <sup>2</sup>	
〃	〃	〃	959	〃	〃	2,072m <sup>2</sup>	147m <sup>2</sup>	
〃	〃	千手院	501-1	〃	〃	997m <sup>2</sup>	68m <sup>2</sup>	

## 2 換地を定めない土地

市町村	大 字	字	地 番	地 目	用 途	地 積	摘 要
塩谷町	玉 生	大 塚	370-2	雑種地	雑種地	121㎡	
〃	〃	川 原	1997-1	田	田	36㎡	

(農地整備課)

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成23年3月1日に変更した、大田原都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

大田原市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成23年3月1日に変更した、大田原都市計画第一種市街地再開発事業（中央通り地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

(都市計画課)

○2級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）第16条の規定により公告する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時及び時間割

区 分		年 月 日	時 間
二 級	学 科 の 試 験	平成23年7月3日（日）	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成23年9月11日（日）	午前11時30分～午後4時
木 造	学 科 の 試 験	平成23年7月24日（日）	午前10時～午後5時10分
	設 計 製 図 の 試 験	平成23年10月9日（日）	午前11時30分～午後4時

2 試験の場所

(1) 学科の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市豊郷台1-1  
帝京大学理工学部
- イ 木造建築士 宇都宮市陽東7-1-2  
宇都宮大学（陽東キャンパス）

(2) 設計製図の試験

- ア 二級建築士 宇都宮市陽東7-1-2  
宇都宮大学（陽東キャンパス）
- イ 木造建築士 宇都宮市陽東7-1-2  
宇都宮大学（陽東キャンパス）

3 受験資格

## (1) 二級建築士試験

平成23年7月2日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

## (2) 木造建築士試験

平成23年7月23日現在において、建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

## 4 受験申込みの手續

## (1) 受験申込書の配布

ア 期間 平成23年4月4日(月)から同月15日(金)まで(同月9日(土)及び10日(日)を除く。)

イ 時間 午前9時30分から午後4時30分まで(平成23年4月15日(金)は午後3時まで)

ウ 場所 社団法人栃木県建築士会

宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階

電話 028-639-3150

## (2) 受験申込書の受付

ア 期間 平成23年4月11日(月)から同月15日(金)まで

イ 時間 午前10時から午後4時まで

ウ 場所 社団法人栃木県建築士会

宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階

電話 028-639-3150

## (3) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

ア 期間 平成23年4月1日(金)から同月7日(木)まで

イ 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

ウ 申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと

## 5 試験結果の発表

(1) 学科の試験の合格者 二級建築士 平成23年8月23日(火)(予定)

木造建築士 平成23年9月6日(火)(予定)

(2) 設計製図の試験の合格者 平成23年12月1日(木)(予定)

(建築課)

## ○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例(昭和25年栃木県条例第46号)第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
平成23年2月18日	社団法人栃木県獣医師会	宇都宮市昭和3-1-17

(会計局会計課)

**調達等公告**

## ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 宅配便等配達業務
  - (2) 業務の特質等 入札説明書による
  - (3) 契約期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
  - (4) 履行場所 日本国内
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、運送の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
  - (3) 平成23年3月14日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 全国規模で配達ができる者であること。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号  
栃木県経営管理部文書学事課文書管理担当 電話028-623-2050
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成23年3月14日 午後2時 栃木県本庁舎研修館204研修室
  - (3) その他 入札説明書は、平成23年3月1日から同月13日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- 4 その他
- (1) 入札保証金 免除
  - (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
  - (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) その他  
ア 入札の変更等 平成23年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札等の変更を行うことがある。  
イ その他 詳細は入札説明書による。

(文書学事課)

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月1日

とちぎりハビリテーションセンター所長 川 田 英 樹

I

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンタークリーニング（外注）業務委託 一式
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所  
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1  
とちぎりハビリテーションセンター

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「その他のサービス」の入札参加資

格を有するものと決定された者であること。

- (3) 平成23年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14の各号に定める基準を満たしていることを証明できる者であること。
- (5) 過去3年間に於いてベッド数180床以上規模の病院におけるクリーニング外注業務を良好な評価で履行した契約実績を証明できる者であること。

### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1  
とちぎリハビリテーションセンター 財務課  
電話 028-623-6112
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
平成23年3月1日から同月23日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
平成23年3月24日午前10時20分 とちぎリハビリテーションセンター3F大会議室に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法  
1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)に該当する者であることを証する書類を、入札説明書の交付期間内に提出しなければならない。
- (4) 審査  
ア 技術審査  
とちぎリハビリテーションセンター所長が、入札者の作成した「とちぎリハビリテーションセンタークリーニング（外注）業務委託提案書」をイの審査基準により審査し、採用しうると判断した「とちぎリハビリテーションセンタークリーニング（外注）業務委託提案書」を提出した入札者のみを落札決定の対象とする。  
イ 技術審査基準  
入札者の作成した「とちぎリハビリテーションセンタークリーニング（外注）業務委託提案書」が、とちぎリハビリテーションセンターで交付する「とちぎリハビリテーションセンタークリーニング（外注）業務仕様書」に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効  
2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法



(4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他

ア 入札の変更等 平成23年度栃木県一般会計予算及び平成23年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 詳細は、入札説明書による。

## II

### 1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンター検査（外注）業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1  
とちぎりハビリテーションセンター

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、検査、分析の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成23年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3に規定する登録を受けていることを証明できる者であること。

### 3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1  
とちぎりハビリテーションセンター 財務課  
電話 028-623-6112

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月24日午前11時00分 とちぎりハビリテーションセンター3F大会議室

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成23年3月1日から同月22日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で

最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成23年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望するものは、3の(2)の入札の日時までに2の(4)に該当することを証する書面を提出しなければならない。

ウ その他 入札説明書等による。

(障害福祉課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月1日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名 委員会等審議録音テープ反訳業務
- (2) 業務内容 栃木県議会における委員会、協議会、検討会及びその他の会議の審議を録音したカセットテープの音声又はデジタル音声データを反訳し、会議記録を作成する。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成24年3月30日まで
- (4) 履行(納入)場所 栃木県議会事務局議事課

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成23年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 都道府県議会又は市町村議会における本会議又は委員会の会議記録反訳業務(テープ起こしによるものを含む)を継続して3年以上受託している者であること。なお、随意契約により受託している場合は、同一自治体から継続して3年以上受託している場合に限るものとする。
- (5) 社団法人日本速記協会が認定した速記技能検定1級合格者1名以上が、会議記録反訳業務の責任者として従事できる体制が確保されていること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県議会事務局議事課 電話028-623-3762
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
平成23年3月24日午後1時30分 栃木県議会議事堂 4階 第5委員会室
- (3) その他

入札説明書は、平成23年3月1日から同月17日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。なお、郵送を希望する場合は、140円切手を貼付した返信用封筒を平成23年3月11日までに(1)に到着するよう送付すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他

ア 入札の変更等 平成23年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める届を平成23年3月18日までに提出し、当該業務に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局議事課)

## 宇都宮市街地開発組合

### 宇都宮市街地開発組合告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第101条の規定により、宇都宮市街地開発組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月1日

宇都宮市街地開発組合

組合長 福 田 富 一

- 1 日時 平成23年3月10日（木）午後4時
- 2 場所 宇都宮市昭和1丁目1番38号  
栃木県公館 中会議室